

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から50年4月まで
② 昭和53年6月から同年12月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで

20歳の時に、父親が私に代わり国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。27、28年ぐらい前からは自分で納付をしているが、それまでは父親が納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその父親も他界しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年3月5日に払い出されているが、その時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①及び②に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「54. 1～納付希望」と記載されている上、昭和54年1月から同年12月までの国民年金保険料については、56年4月から同年12月にかけて過年度納付されていることから、申立人は、同年3月に国民年金の加入手続を行い、その時点で遡^{そきゆう}及して納付することが可能な54年1月の国民年金保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、3か月と短期間である上、申立人は、市の被保険者名簿に納付希望と記載されている昭和54年1月以降の国民年金加入期間について、申立期間③を除き保険料をすべて納付している。

また、上記のとおり、申立人には、昭和54年1月以降の国民年金保険料については納付する意思があったことがうかがわれる上、申立期間③前の同年1月から同年12月までの保険料に係る過年度納付を行った時点で申立期間③の保険料も過年度納付することが可能であることや、申立期間③前後の納付状況等を勘案すると、あえて申立期間③のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 867

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年6月まで

申立期間当時、国民年金保険料は夫の銀行口座から口座振替により納付していた。申立期間の前後は納付済みであるのに、申立期間だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているところ、申立人が所持する昭和58年7月から同年9月までの期間に係る領収書の記載から、申立人が申立期間前から保険料を口座振替により納付していたことが確認でき、申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立期間当時、申立人に転居等生活環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

平成5年4月1日付けで、A社B工場から同社E工場へ転勤した際に、当時の総務担当者が同年3月31日と誤って届出をしたため、1月の空白期間が発生してしまった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届、G健康保険組合から提出された健康保険の加入期間の記録、申立人の雇用保険の加入記録及びC社D工場への照会結果から判断すると、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し（平成5年4月1日に同社B工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成5年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を誤って社会保険事務所に提出したことを認めていることから、事業主が平成5年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1059

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(44万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
申立期間について、給与から 44 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主により 44 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する 44 万円と記録されていたところ、平成 13 年 10 月 12 日付けで、32 万円に訂正処理されていることが確認できる。

このことについて、年金事務所に照会したところ、「当事務所が当該事業所に対し総合調査を行い、申立人の資格取得時(平成 12 年 4 月 1 日)における標準報酬月額の誤りが判明した。この訂正届が当該事業所から提出され、当事務所において訂正処理を行った際に、訂正処理する必要が無い申立期間の標準報酬月額を 13 年 8 月 1 日にさかのぼって 32 万円と月額変更処理したものと考えられる。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該訂正処理は誤った処理であると認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

三重国民年金 事案 868

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

成人式の時、母親から、「20歳になったので国民年金保険料を払わなければならない。」と聞かされ、私がA市の実家に戻る昭和37年末ごろまでは、母親が市から委託された集金人に保険料を支払っていた。その後、母親から国民年金手帳を受け取り、自分で保険料を支払うようになった。43年ごろ、集金人が代わると言って国民年金手帳を渡されたので、「前の年金手帳は。」と聞くと、市役所で預かっているとされた。申立期間の納付記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母親は他界しているため、加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、成人式の時、その母親から国民年金保険料を納付しなければならない旨聞かされ、その後、自身が昭和37年末ごろにA市の実家に戻るまではその母親が保険料を納付してくれていたと主張しているが、同市の住民票には、申立人が同市の住民となった日として37年12月4日と記載されていることから、同年12月4日より前に申立人が同市に住民登録を有していない期間があることがうかがわれ、住民登録を有していない期間については、同市において国民年金に加入し、保険料を納付することはできず、申立人の供述に不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和45年9月又は同年10月に払い出され

たとみられるが、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納められない期間である上、申立期間について特例納付された形跡も無いほか、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間について、申立人の母親の友人の知人が申立人の国民年金保険料の集金に来ていたことがあるとしているものの、申立人は当該集金人の氏名及び集金に来ていた時期等について記憶していない上、申立人の母親の友人も既に他界しているほか、当該友人の息子らに聴取しても、その母親の知人に保険料を集金していた者がいたかどうかは記憶していないとしており、申立内容についての具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 6 日から同年 8 月 19 日まで
② 昭和 42 年 8 月 21 日から同年 12 月 23 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 25 日から 43 年 2 月 1 日まで

申立期間①についてはA社（現在は、B社）で、申立期間②についてはC社で、申立期間③についてはD社（現在は、E社）でそれぞれ勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであったので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和 42 年 2 月 22 日資格取得、同年 6 月 30 日離職となっており、事業所名は不明であるものの事業所の所在地から、申立人が申立期間①のうち当該期間にA社において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①にA社に在籍していたとされる同僚に照会したところ、「当該事業所に 2 年ほど勤務していたが、健康保険にも加入していなかったため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、オンライン記録によると、同社における当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*

番（昭和41年5月1日資格取得）から*番（昭和42年10月1日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者は既に他界又は所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚二人について厚生年金保険の加入状況を確認したところ、いずれも申立期間において被保険者としての記録が無い。

加えて、当該同僚の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

その上、申立期間②について、申立人のC社における雇用保険の加入記録は無い。

申立期間③について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したところ、当時の資料も残っておらず、当時の担当者も退職しているため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間③にD社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことは記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間③について、申立人のD社における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和42年7月1日資格取得）から*番（昭和43年2月15日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 5 日から 33 年 8 月 11 日まで

昭和 31 年 9 月 5 日に A 事業所に入社し、33 年 8 月 10 日に退社した。勤務していたのは 2 年足らずであるが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 事業所に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、31 年 9 月 5 日から 33 年 7 月 31 日までは適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の同僚に照会したものの、当時の A 事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった上、いずれの同僚も同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 33 年 8 月 1 日となっていることがオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、A 事業所は平成 15 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した元代表取締役等に照会したところ、申立期間当時の代表取締役は既に他界しており、当時の資料も残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に

ついて申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、当時の給与明細書の支給金額と標準報酬月額の記録が相違しており、また、昇給辞令に記載されている金額とも相違があるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された昭和 55 年 2 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は「昭和 54 年*月*日に第 3 子を出産し、翌日から産後休暇を 42 日程度取得した後、職場に復帰した。」と供述していることから、同年 5 月は産休期間により無報酬、同年 6 月は産休明けにより支払基礎日数が不足していたと考えられ、同年 10 月の定時決定において、事業主は、標準報酬月額の算定対象月（同年 5 月から同年 7 月まで）のうち同年 7 月分のみの報酬額を届け出たと考えられる。このことから判断すると、当該年の標準報酬月額の定時決定は適法であり、正当と認められる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1063 (事案 158 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から同年6月5日まで
② 平成2年3月21日から同年8月1日まで
③ 平成2年12月29日から3年3月5日まで

前回、A社から派遣され、B事業所で勤務していた申立期間について、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。今回、B事業所の勤務者名簿及びA社の給与明細書が見付かったので、再調査し、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、前回、申立期間を昭和62年2月から平成元年6月までの期間について申し立てしているところ、B事業所の職員の供述により、申立人が申立期間にC工事現場で警備していたことは認められるものの、当時、同工事現場で警備を請け負っていたのはA社とは別会社である上、オンライン記録では、その別会社に申立人の厚生年金保険加入記録が確認できないこと、A社における当時の役員の連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができなかつたこと、申立人のA社における雇用保険の加入記録が厚生年金保険被保険者記録と一致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間を追加及び変更し、新たにB事業所の勤務者名簿及びA社の給与明細書を提出した上で、事実関係を再確認してほしいと主張しているため、当該勤務者名簿に記載されている職員のうち連絡の取れた3人に照会したところ、申立人を覚えていると供述する者はいるものの、申

立人が勤務していた時期等については記憶していない上、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取り扱い等についての供述も得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができなかった。

さらに、新たに申立人が提出したA社の給与明細書については、平成11年のものであるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から18年10月まで
② 昭和21年1月から22年3月まで

私は昭和16年ごろから18年10月まではA社（現在は、B社）C支店で勤務し、その後、21年1月から22年3月まではD事業所に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に照会したところ、A社C支店の所在地が申立人の記憶と一致していることから、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の労働者年金保険法（昭和17年6月1日施行）では、非事務系の男子労働者のみが労働者年金保険の被保険者になるとされているが、申立人は、申立期間①当時、「A社C支店において倉庫で荷物の配達をしていた。」と供述しており、B社は「同支店には工場は無く、申立人が記憶している倉庫は電信倉庫ではないかと思われる。」と回答していることから、申立人は労働者年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

また、申立期間①当時の申立人に係る勤務実態、労働者年金保険の適用及び労働者年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当社が保管している社会保険の記録には申立人の記録は無く、在職を確認できる資料や賃金台帳等の資料は残っていない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①当時にA社において労働者年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人の勤務実態及び労働者年金保険の加入状況等についての供述等も得られなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、D事業所における同僚二人の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、D事業所は昭和23年6月30日にE事業所に名称変更しているところ、上記同僚のうち一人から「D事業所がE事業所に名称変更したころから厚生年金保険に加入した。」との供述があった上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、E事業所は25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、前述の同僚二人は、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年1月1日に被保険者の資格を取得している。

加えて、法務局に照会したところ、D事業所の商業登記簿謄本は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。